

組合員の脱退の事務処理

新潟県中小企業団体中央会

目 次

I	脱退の事務処理	2
1.	脱退とは	2
2.	脱退の事務手続	3
3.	協業組合（団体法）における脱退	10
4.	商工組合（団体法）における脱退	12
5.	脱退に伴う持分計算と経理処理	14
II	組合員脱退に関するQ&A	20
1.	脱退を申し出た組合員の取扱いについて	21
2.	脱退予告者の権利について	21
3.	脱退者に対する延滞金の徴収について	22
4.	除名要件について	22
5.	行方不明組合員の出資金整理について	23
6.	法定脱退者の持分払戻請求権の時効進行時期について	23
7.	組合員倒産に伴う処理について	24

本文中の法律の略語は、次のとおりである。

中協法 …………… 中小企業等協同組合法

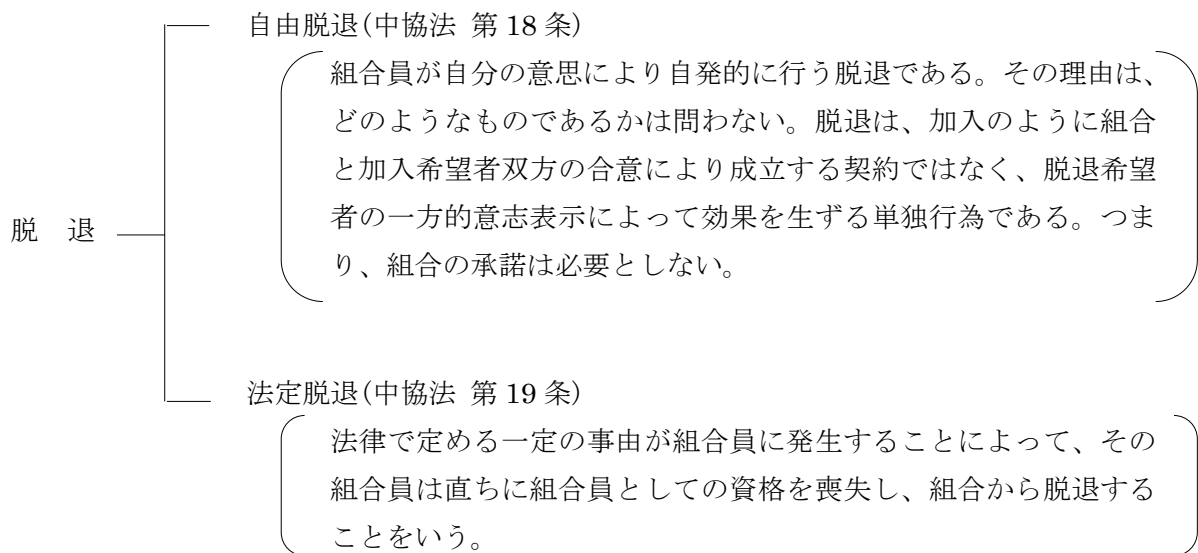
中協法規則 …………… 中小企業等協同組合法施行規則

団体法 …………… 中小企業団体の組織に関する法律

I 脱退の事務処理

1. 脱退とは

脱退とは、組合という団体を脱し、その組合員としての地位を失うことである。組合員は原則として自由に組合を脱退することができる（協業組合においては原則として持分譲渡）。脱退の自由は、加入の自由とともに組合の基本原則として中協法に定められている。



※ 持分を全部譲渡する場合(中協法逐条解説 中協法第 19 条第 1 項第一号解説文)

組合員が理事会の承認を得て他の組合員等に持分の全部を譲渡した場合には、中協法第 19 条(法定脱退)に定める法定脱退事由には該当しないが、その譲渡が行われた日に当然に脱退するものと考えられる。

【参考文献】 中協法より

(自由脱退)

第 18 条 組合員は、90 日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、1 年を超えてはならない。

【参考文献】中協法より

(法定脱退)

第 19 条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名
- 四 第 107 条から第 109 条までの規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令
- 五 持分の全部の喪失(信用協同組合又は第 9 条の 9 第 1 項第一号の事業を行う協同組合連合会の組合員に限る。)

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

- 一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員
- 二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第 9 条の 11 第 6 項の規定に違反した特定組合員
- 三 その他定款で定める事由に該当する組合員

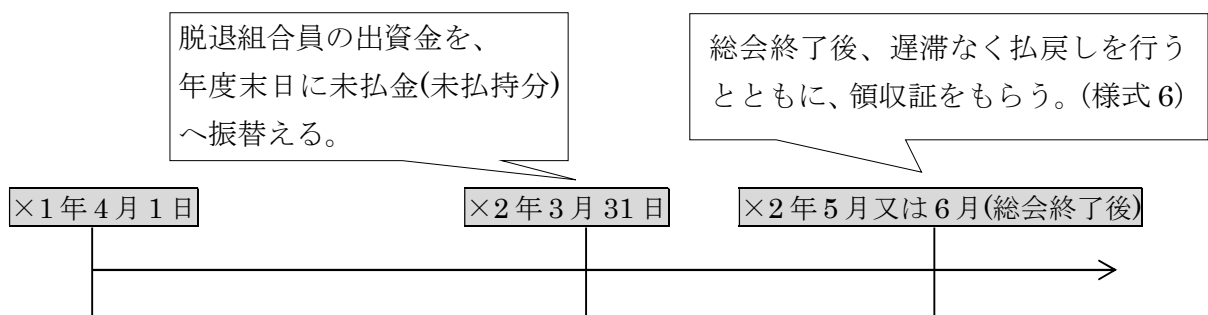
3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

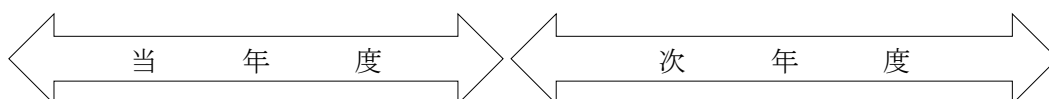
2. 脱退の事務手続

(1) 会計処理の流れ

事業年度末が 3 月 31 日の組合の例で考えると以下の流れである。

- 1 組合員が脱退を申し出た年度の年度末(3 月 31 日)に、当該組合員の出資金を未払金(未払持分)へ振替える。
- 2 次年度の通常総会后、遅滞なく当該組合員へ持分払戻しを行う。この時、領収証をもらうこと。





(2) 脱退処理の流れ

	自由脱退	法定脱退		持分を全部譲渡する場合
		死亡・解散・組合員資格喪失等による脱退	除名	
当年度	1 脱退申出(予告) 持分返還請求 (様式1)	1 脱退申出 持分返還請求 (様式2) ※ 定款に定める組合員たる資格を失ったときから、7日以内に届出ること。	1 除名対象者に対し、中協法第19条(法定脱退)第2項、または定款で規定している理由により除名の決議を諮る旨、及び弁明の機会を与える旨通知する。 (様式3) ※ 総会日10日前までに到達するよう通知	1 持分譲渡承認願を組合へ提出 (様式7) 2 組合で譲渡の諾否を決する。 ※組合の承諾は総会で得る必要はなく、理事会の承諾でよい。
	2 年度末に脱退	2 脱退 (法定脱退事由が生じたとき、直ちに組合を脱退することとなるが、組合では脱退届を受理した日付で処理する。)	2 総会で除名を議決することにより脱退。 (総組合員の半数以上が出席し、その3分の2以上の議決を要す。) 3 除名した旨を通知 (様式4)	3 譲渡後、脱退
次年度	3 持分払戻通知書 (様式5) ※ 総会終了後遅滞なく	3 持分払戻通知書 (様式5) ※ 総会終了後遅滞なく	4 持分払戻通知書 (様式5) ※ 総会終了後遅滞なく	
	4 領収証をもらう (様式6)	4 領収証をもらう (様式6)	5 領収証をもらう (様式6)	

(3) 自由脱退の予告書【様式1】

年 月 日
〇 〇 〇 組 合 理 事 長 殿
住所 氏名 ㊟
脱 退 予 告 書
このたび、下記の理由により貴組合を脱退したいので、定款第〇〇条の規定により予告いたします。おって、私の持分は定款第〇〇条の規定により算定のうえ払戻して下さるよう申し添えます。
記
脱退の理由

脱退の予告は、中協法第18条(自由脱退)において、事業年度末の90日前までに組合に通知しなければならない。しかし同条第2項により、予告期間を定款において1年以内の範囲で延長することができるので、脱退しようとする組合員は、その旨の留意が必要である。また自由脱退は定款に定められた予告期間前に脱退届を組合に提出して、はじめて当該事業年度末日において組合を脱退することになる。

従って、脱退予告書を提出した組合員も脱退時点である事業年度終了までは組合員としての権利義務を有する。

(4) 法定脱退の届出【様式2】

年 月 日
〇 〇 〇 組 合 理 事 長 殿
住所 氏名 ㊟
脱 退 届
このたび、〇〇に転居(事業廃止・死亡・会社を解散)したため、定款第〇〇条の規定により貴組合を脱退することを届出します。私の持分は定款第〇〇条の規定により算定のうえ、払戻して下さるよう申し添えます。

※ 法定脱退は、法定脱退事由が生じたとき直ちに組合を脱退することになる(ただし、持分払戻請求権は事業年度末までは行使できない)。また死亡の場合はその相続人が相続加入をしない場合のみ届出ることになる。

(5) 除名決議通知書【様式3】

年 月 日
〇 〇 〇 〇 殿
組 合 名 理事長名 ⑩
除 名 決 議 通 知 書
〇〇年〇月〇日開催の本組合理事会において下記の理由により貴殿の除名決議案を通常(臨時)総会に提出することが議決されましたので通知いたします。
なお、通常(臨時)総会において貴殿に対して弁明の機会を与えますから、ご出席の上弁明されるようお知らせいたします。
記
1. 除 名 の 理 由
2. 通常(臨時)総会の日時 〇〇年〇月〇日 午前(後)〇時
3. 場 所
4. 目 的 た る 事 項
(1) 組合員〇〇除名に関する件
(2)

※ 除名の通知は、総会の会日の10日前までに除名対象者に対して、除名の理由及び総会で弁明すべき旨を記載した文書をもって行う。除名の通知は組合員名簿に記載されている住所あてに文書を発送すれば足り、本人が所在不明の場合でも通知をしたうえで本人不在のまま総会を招集して除名の決議を行ってよい。またこの除名通知は、後日の紛争を避けるため内容証明郵便で送付することが望ましい。

※ 組合員の除名は、中協法第53条(特別の議決)により特別議決となり、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

【参考文献】中協法より

(特別の議決)

第53条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 組合員の出資口数に係る限度の特例
- 六 第38条の2第5項の規定による責任の免除

※ 除名の原因は、中協法第 19 条(法定脱退)第 2 項で、次のように定められている。

- 一 長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員
- 二 出資の払込み、経費の支払い、その他組合に対する義務を怠った組合員又は第 9 条の 11 第 6 項の規定に違反した特定組合員
- 三 その他定款で定める事由に該当する組合員

※ 上記、中協法第 19 条(法定脱退)第 2 項第三号について、定款参考例第 13 条(除名)では次の通り定められている。

【参考文献】 定款参考例第 13 条(除名) 第 1 項第三号から第五号まで抜粋

- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(6) 除名決定通知書【様式 4】

	年 月 日
○ ○ ○ ○ 殿	
	住 所
	組 合 名
	理事長名 ㊟
除 名 決 定 通 知 書	
○○年○月○日開催の通常(臨時)総会において下記の理由により貴殿を除名することを議決しましたので、通知いたします。	
記	
1. 除名を議決した理由	

※ 除名者に対する持分払戻しについては、中協法第 20 条(脱退者の持分の払戻)第 1 項より、定款に定めるところにより行うとされている(定款参考例では、出資額の半額となっている)。

【参考文献】 中協法より

(脱退者の持分の払戻)

第 20 条 組合員は、第 18 条又は前条第 1 項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款に定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払戻を請求することができる。

(7) 持分払戻通知書【様式5】

		年	月	日
〇	〇	〇	〇	殿
		組 合 名		
		理 事 長 名	Ⓜ	
持 分 払 戻 通 知 書				
去る〇〇年〇月〇日開催の通常総会において決算関係書類が承認され、貴殿(貴社)に対する持分が下記のとおり確定いたしましたので、〇〇年〇月〇日日本組合事務所において持分を払戻いたしますので、通知いたします。				
なお、ご本人がこられない場合、代理人でも結構ですがその際は委任状を持参下さい。また銀行振込みを希望されるときは、振込銀行口座番号をお知らせ頂ければ送金いたします。				
記				
1. 出 資 口 数		〇〇口		
2. 1 口 当 り 持 分 額		金〇〇〇〇円		
3. 払 戻 金 額		金〇〇〇〇円		
(内 訳)				
① 持分算定額		金〇〇〇〇円(〇〇〇〇円×〇〇口)		
② 組合に対する債務		金〇〇〇〇円(.....)		
計		金〇〇〇〇円		

※ 中協法第 22 条(払戻の停止)により、脱退者の組合に対する経費の払込、貸付金の返済、その他一切の債務を完済するまでは、その持分の払戻しを組合において停止できる。なお、この場合、持分と債務とを相殺することは禁止されていない。

-----【参考文献】中協法より-----

(払戻の停止)

第 22 条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

(8) 持分払戻しに対する領収証【様式 6】

<p>領 収 証</p> <p>〇 〇 〇 組 合 御 中</p> <p>金 〇 〇 〇 〇 円 也</p> <p>(内訳 但し、貴組合脱退による持分払戻し金額として)</p> <p>上記正に受領いたしました。</p> <p>〇〇年〇月〇日 氏名 〇 〇 〇 〇 印</p>

※ 払戻し金額が、5 万円以上となった場合収入印紙が必要となる。(組合と組合員との取引に基づく受取書は、印紙税法(別表第 1-17 号)、印紙税法基本通達(別表 1-17 号文書 21)で非課税であるが、脱退者は既に組合員でないから課税される。)

(9) 持分譲渡承認願【様式 7】

年 月 日
〇 〇 〇 組 合
理 事 長 殿
譲渡人
住所
氏名 印
譲受人
住所
氏名 印
<p>持 分 譲 渡 承 認 願</p> <p>このたび、譲渡人〇〇〇〇の持分〇〇〇のうち、〇〇〇を組合員〇〇〇〇(または加入しようとする〇〇〇〇)に譲渡いたしたいので、ご承認下さるよう申請します。</p>
記
1. 譲渡人 組合員 〇〇〇〇
2. 譲受人 組合員 〇〇〇〇
3. 譲り渡す出資額 〇〇〇 円

3. 協業組合(団体法)における脱退

団体法第2章の2「協業組合」において、脱退に関する条文は独自に規定されていないため、団体法第5条の23(準用)において、中協法を準用している。

【参考文献】 団体法より

(準用)

第5条の23 協業組合の組合員については、協同組合法第19条(第1項第一号及び第四号並びに第2項第一号を除く。)(法定脱退)及び第20条から第22条まで(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、協同組合法第19条第2項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員又は第9条の11第6項の規定に違反した特定組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第5条の8第1項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同条第2項において準用する同条第1項の規定に違反したものを含む。)」と、協同組合法第20条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、協同組合法第21条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。(以下、第2項以降続く)

前条文は、中協法19条(法定脱退)の一部を準用していることを意味している。先のページ(3ページ)で述べた、中協法第19条(法定脱退)第1項第一号を確認してもらうと分かるように、「組合員たる資格の喪失」は協業組合の脱退要件として準用されていない。つまり、組合に加入する時に組合定款で要求される組合員資格が加入後に消滅したとしても、法定脱退の要件を満たしたことはない。

【参考文献】 協業組合 定款参考例より

(組合員となる資格)

第7条 本組合の組合員となる資格を有する者は、加入時において、〇〇業の生産(販売、役務、加工等)の事業の全部又は一部の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)第5条に規定する中小企業者とする。

協業組合の組合員が組合から脱退するには、「持分全部譲渡」「除名」「個人事業主の場合、死亡」「法人の場合、解散」が要件となる。

また、団体法第5条の23(準用)において、中協法第18条(自由脱退)を準用していないことから、中協法で規定されている自由脱退は協業組合においては認められない。これは協業組合という組織が会社組織のように、より強固な資本関係を必要とするためである。

(1) 中小企業等協同組合等と協業組合における脱退要件の相違

		中小企業等 協同組合等	協業組合
自由脱退		○	×
法定脱退	組合員たる資格の喪失 (例)組合員資格事業の廃止 組合定款地区外への移転	○	×
	除名	○	○
	公正取引委員会の確定した排除措置命令	○	×
	個人事業組合員	死亡	○
	法人組合員	解散(破産含む。)	○
持分を全部譲渡する場合		○	○

○・・・脱退可能 ×・・・脱退不可能

※ 協業組合制度には任意脱退制度を置いていないので、死亡、解散、除名等の法定脱退のほか、持分全部譲渡脱退による脱退しかない。持分全部譲渡が行われた場合、譲渡が行われた日に脱退となる(団体法第5条の14(持分の譲渡し等))。譲渡するにあたり、他の組合員に譲渡する場合は理事会の承認、組合員以外(新規加入希望者)に譲渡する時は、総会の特別議決を要する。

なお、中小企業等協同組合の場合、持分を全部譲渡すること事態、法定脱退事由には該当しないが、その譲渡が行われた日に当然に脱退するものと考えられる。ただしこの場合、譲渡することに対しての理事会の承認が必要である(中協法第17条(持分の譲渡))。

【参考文献】 団体法より

(持分の譲渡し等)

第 5 条の 14 組合員は、定款で定めるところにより、総会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。ただし、組合員に譲り渡す場合であつて理事会の承認を得たときは、この限りでない。この場合において、理事会は、正当な理由がある場合を除き、その譲渡しを承認しなければならない。

2 組合員は、前項の総会又は理事会の承認を得られないときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、当該持分に応ずる出資口数の減少（当該持分が当該組合員の持分の全部であるときは、脱退）をすることができる。

3 組合員がその持分の全部をその推定相続人の 1 人に譲り渡すときは、第 5 条の 5 の規定にかかわらず、当該推定相続人は、組合員となる資格を有する者とみなす。

4 組合員の持分の譲渡しについては、協同組合法第 17 条第 2 項から第 4 項まで（持分の譲渡し）の規定を準用する。

【参考文献】 中協法より

(持分の譲渡)

第 17 条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

4. 商工組合(団体法)における脱退

商工組合の脱退に関しては、団体法第 38 条(脱退)により規定されている。そのうち、出資商工組合においては、中協法第 18 条(自由脱退)、第 20 条(脱退者の持分の払戻)から第 22 条(払戻の停止)までを準用している。また、出資商工組合、非出資商工組合ともに中協法第 19 条(法定脱退)を準用している。

	自由脱退
出資 商工 組合	<p>以下の中協法条文を準用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中協法 18 条(自由脱退) ・ 中協法 20 条(脱退者の持分の払戻) ・ 中協法 21 条(時効) ・ 中協法 22 条(払戻の停止) <p>すなわち、組合員は、事業年度の末日の 90 日前までに組合に対して脱退する旨の予告を行わなければならない。また、脱退の時期は事業年度の終わりである。この 90 日の予告期間は、組合の定款で 1 年を超えない範囲で適宜延長することができる。</p> <p>組合員は脱退の予告をしても、事業年度の終わりに脱退するまでは組合員としての地位を失わない。</p> <p>脱退した組合員は、組合に対する持分払戻請求権を取得し、また、その持分は脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって算定される。持分算定に当たって、組合に欠損が生じている場合は、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、損失分担金の払込みを請求することができる。ただし、この支払義務は、未払込出資金額を限度とする。</p> <p>組合員の持分払戻請求権及び組合の損失分担金払戻請求権は、脱退の時から 2 年間行使しないときは、時効によって消滅する。また、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は持分の払戻を停止することができる。</p> <p>以上のように、組合員の脱退については、協同組合とまったく同様の規制である。</p>
非出資 商工 組合	<p>団体法 第 38 条(脱退) 第 1 項及び第 2 項より、組合員は脱退しようとする日の 30 日前までに予告すれば、いつでも脱退することができる。この 30 日間の予告期間は、定款によって 90 日を超えない範囲で適宜延長して定めることができる。</p> <p>これは非出資組合にあつては、脱退に伴う持分払戻しの問題が起こらないため、脱退の時期についても、出資組合におけるような制約を加える必要がないからである。</p>
	法定脱退

出資 商工 組合、 非 出資 商工 組合	<p>法定脱退は、中協法第 19 条(法定脱退)を準用しており、脱退事由として以下のものが当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 組合員たる資格の喪失 二 死亡又は解散 三 除名 四 公正取引委員会の確定した排除措置命令
--	--

【参考文献】 団体法より

(出資)

第 34 条 組合員に出資をさせる組合(以下この章において「出資組合」という。)の組合員は、出資 1 口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、組合の承諾を得たものは、この限りでない。

(以下、第 2 項以降続く)

【参考文献】 団体法より

(脱退)

第 38 条 非出資組合の組合員は、30 日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、90 日をこえてはならない。

3 組合員の脱退については、協同組合法第 19 条(法定脱退)の規定を、出資組合の組合員の脱退については、協同組合法第 18 条(自由脱退)及び第 20 条から第 22 条まで(持分の払戻)の規定を準用する。

5. 脱退に伴う持分計算と経理処理

(1) 持分の計算

組合員が、組合を脱退した場合、中協法第 20 条(脱退者の持分の払戻)第 2 項の規定により、その持分は「脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によつて定める。」こととなる。この組合財産は、判例により時価評価すべきとされていることから、組合は年度末時点での脱退者の持分を算定し、具体的な持分額を決定する必要がある。

なお一般的に、持分計算には改算式が用いられている。改算式とは、出資 1 口につき各持分が均等となる方法であり、毎事業年度ごとに持分を改算するものです。具体的には、持分計算の対象となる正味資産の価額を出資口総数で除することにより、出資 1 口についての持分額を算定する方法である。改算式の公式は以下のとおりである。

持分計算の 対象となる 正味資産の額	=	貸借対照表 の純資産	+	土地等の 含み損益	-	土地評価益 に対する 繰延税金負債	-	繰延資産	-	その期の 出資配当 利用分量配当
--------------------------	---	---------------	---	--------------	---	-------------------------	---	------	---	------------------------

$$\text{組合員持分額} = \frac{\text{持分計算の対象となる正味資産の額}}{\text{総出資口数(脱退者出資口数含む)}} \times \text{脱退組合員の出資口数}$$

計算された持分額は、①出資金の部分、②資本剰余金の部分、③利益剰余金の部分の3区分よりなるといえる。

組合が、脱退者に対して持分の払戻しをする場合に、組合員に交付をする金銭その他の資産が、組合の資本金等の金額(出資金と加入金等の合計金額)を超えるときは、その超える金額は配当とみなされる(所得税法第25条(配当等とみなす金額))。

組合員に交付する金銭その他の資産のうちに、みなし配当の部分があると、組合が交付するとき、みなし配当部分の20%の所得税を源泉徴収し、翌月10日までに税務署へ納付しなければならない(所得税法第181条(源泉徴収義務)、所得税法第182条(徴収税額))。

(2) 組合所有土地の評価額が減額した場合の処理

組合所有土地の時価による評価額が帳簿価格を下回る場合は、次のいずれかの方法で処理する。

(A) 減損会計を適用

(B) 取得原価基準により作成された財産目録の欄外の注記に、時価評価の正味資産額を記載する。脱退者の持分払戻しには、時価評価した正味資産額に基づき持分額を算定する。

→ 昨今は、土地の時価が取得価格より減額しているケースが多くみられ、そういった場合の処理方法としては上記(A)(B)のどちらかになるだろうが、(A)の減損会計については税務上、固定資産について評価損による損金算入ができるケースは、災害等による損傷など一定の場合に限定されている。よってこういった減損処理ではなく、(B)のような時価評価に基づく正味資産の再評価の手法をとる場合が多いと思われる。土地の再評価の仕方について、中協法で決まりはないが、一定の方法で再評価した旨を注記に記載しておく必要がある。一般的な土地評価の計算方法としては次の方法がある。

① 固定資産税評価倍率方式を基にした計算

通常の固定資産税評価額を時価の〇〇%程度とみて、固定資産税評価額を〇〇%で除して時価に評価還元する方法

② 直近の路線価及び基準地価を参考にした計算

③ 直近の路線価及び基準地価に合理的な調整をした方法

④ 不動産鑑定士による鑑定計算

不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、この評価額をとる方法

脱退者持分払戻計算書 (様式例)

平成 年 月 日

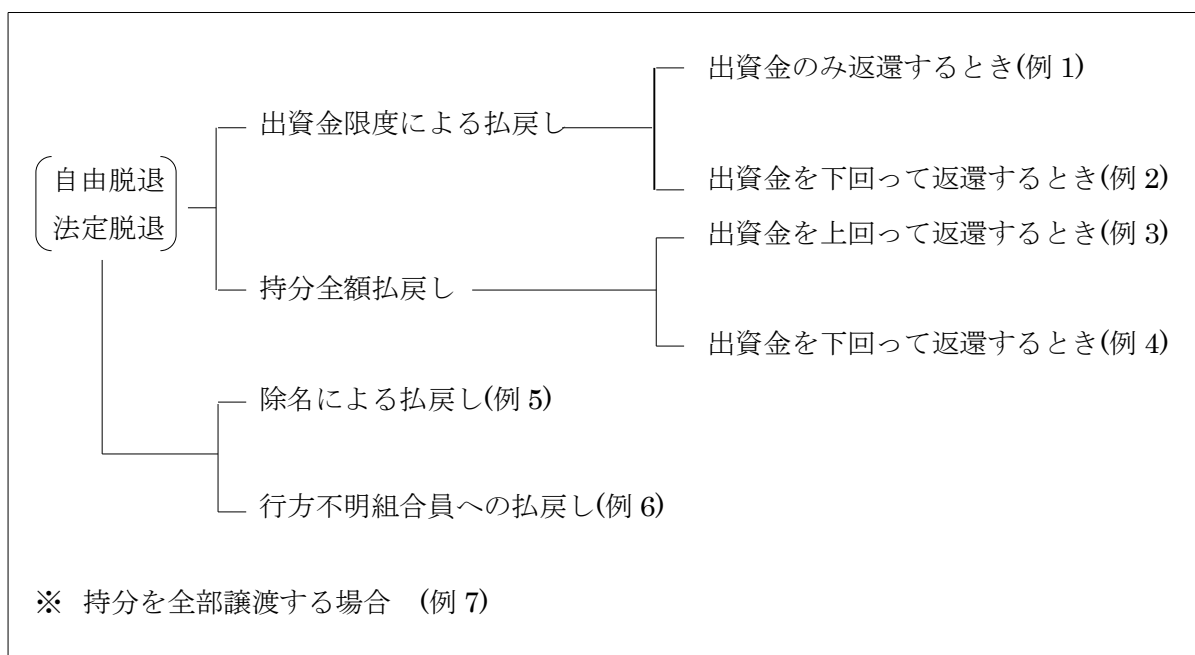
脱退者の持分計算について、中協法規則には特段の規定はないが、この計算様式例としては次の様式が妥当である。

I	払戻持分の対象になる金額	
1	貸借対照表の出資金の部分	A
	〃 の資本剰余金の部分	B
	〃 の利益準備金の部分	C
	〃 の組合積立金の部分	D
	(教育情報費用繰越金を含む)	
	〃 の当期末処分剰余金	E
2	剰余金処分による流出	F
	(出資・利用分量配当等)	
3	未払持分に振り替えた脱退者の出資金	A
4	土地評価益	G
5	土地評価益に対する繰延税金負債	H
6	繰延資産	I
	払戻持分対象金額合計	$A + B + C + D + E - F + G - H - I$
II	払戻持分1口の金額	
1	対象出資口数(期末出資口数+脱退者出資口数)	
2	1口の金額(払戻持分対象金額合計÷対象出資口数)	
III	払戻持分1口の金額の内訳	
1	出資金の部分	A
2	資本剰余金の部分	B
3	利益剰余金の部分	$C + D + E - F + G - H - I$
4	みなし配当源泉税(利益剰余金の部分×20%)	
	1口当たりの払戻額計	
IV	脱退者持分払戻額	

(作成上の留意事項)

- この様式は改算式持分計算法による持分全部を払戻す定款規定の場合であるから、簿価財産限度の払戻しの定款規定の場合は、土地評価益の額及び土地評価益に対する繰延税金負債の額を除いて算出する。
- 土地評価減の場合は、評価減の額を控除して算出する。
- 出資額限度持分払戻しの定款規定の場合は、この計算書で算出した持分額が、出資金額より多いときは出資金額の払戻しを行い、出資金額より少ないときは、その出資金額より少ない持分額を払戻す。

(3) 持分払戻しの事例



(例 1) 出資金のみ返還するとき

脱退者の持分額	50,000 円
脱退者の出資額	20,000 円

イ、年度末の経理処理

出 資 金	20,000	未 払 持 分	20,000
-------	--------	---------	--------

ロ、総会終了後、組合員に支払ったときの経理処理

未 払 持 分	20,000	現 金	20,000
---------	--------	-----	--------

ハ、受取った組合員の経理処理

現 金	20,000	組 合 出 資 金	20,000
-----	--------	-----------	--------

(例 2) 欠損金があつて、出資金を下回って返還するとき

脱退者の持分額	17,000 円
脱退者の出資額	20,000 円

イ、年度末の経理処理

出 資 金	20,000	未 払 持 分	20,000
-------	--------	---------	--------

ロ、総会終了後、組合員に支払ったときの経理処理

未払持分	20,000	現金	17,000
		出資金減少差益	3,000

ハ、受取った組合員の経理処理

現金	17,000	組合出資金	20,000
雑損失	3,000		

(例 3) 資本準備金や剰余金があつて、出資金を上回つて返還するとき

脱退者の持分額	100,000 円		
内訳	①脱退者の出資額	20,000 円	
	②資本準備金の払戻し額	50,000 円	
	③繰越利益	30,000 円	

イ、年度末の経理処理

出資金	20,000	未払持分	20,000
-----	--------	------	--------

ロ、総会終了時の経理処理

資本準備金	50,000	未払持分	80,000
繰越利益	30,000		

ハ、組合が支払ったとき

未払持分	100,000	現金	94,000
		源泉税預り金	6,000
			(30,000 円×20%)

ニ、受取った組合員の経理処理

現金	94,000	組合出資金	70,000
租税公課	6,000	受取配当金	30,000

(例 4) 例 2 と同様に処理する。

(例 5) 除名者に返還するとき(出資限度)

脱退者の持分額	50,000 円
脱退者の出資額	20,000 円

イ、年度末の経理処理

出 資 金	20,000	未 払 持 分	20,000
-------	--------	---------	--------

ロ、総会終了後、組合員に支払ったときの経理処理

除名者に対して、組合定款では通常持分の半額を返還する旨規定されているため、除名者への払戻し額は 20,000 円÷2 となる。以下、持分が出資金を下回った場合や、持分全額払戻し規定における返還等においても除名者への払戻し額はその半額で計算する。

その時の経理処理は、例(2)～(4)を参考

未 払 持 分	20,000	現 金	10,000
		出資金減少差益	10,000

ハ、受取った除名者の経理処理

現 金	10,000	組 合 出 資 金	20,000
雑 損 失	10,000		

(例 6) 行方不明組合員へ払戻すとき(出資限度)

脱退者の持分額	50,000 円
脱退者の出資額	20,000 円

イ、年度末の経理処理

出 資 金	20,000	未 払 持 分	20,000
-------	--------	---------	--------

この持分払戻請求権は、中協法第 21 条(時効)に規定されているとおり権利取得時から 2 年間の時効により消滅する。

組合では時効成立後この未払持分を取崩し、次のように一般の金権債権が消滅した場合と同様、益金として処理する。

ロ、時効成立による処理

未 払 持 分	20,000	雑 収 入	20,000
---------	--------	-------	--------

(例 7) 持分を全部譲渡する場合

持分を全部譲渡しての脱退の場合、組合側の会計処理は発生しない。

Ⅱ 組合員脱退に関する

Q & A

1. 脱退を申し出た組合員の取り扱いについて

問 脱退を予告した組合員は、その予告をした後の組合運営についても権利義務を有していますか。

また権利義務があるとすれば賦課金納入義務も当然有すると思いますが、この賦課金が納入されない場合はどう取り扱ったらいいのでしょうか。

答 脱退予告者といえども、事業年度末の到来までは、組合員たる地位を失っていませんから、事業の利用、議決権、組合からの通知等において、他の組合員と差別的扱いをすることはできません。

また賦課金納入義務や定款服従義務もありますので、賦課金を納入しないならば、組合員としての義務を怠っていることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となります。

なお、脱退した組合員が組合に対し、賦課金の未納その他の債務を負っている場合、組合は中協法第 22 条(払戻の停止)の規定による持分の払戻し停止によって対抗するか、あるいは民法 505 条(相殺の要件等)の規定により、払い戻すべき持分とその債務とを相殺することが可能となります。

2. 脱退予告者の権利について

問 自由脱退を予告した者は、持分が計算される事業年度末までは組合員であり、持分権があると解釈してよいのですか。

この場合、当該組合員は、事業年度末日をもって脱退となりますので、払い戻すべき持分を確定する決算総会(通常総会)への出席、議決権の行使はできないと解釈してよいのですか。

答 組合員は、中協法第 18 条(自由脱退)の規定により、脱退することができますが、この場合、定款に定められた予告期間を必要とし(定款に定める予告期間が過ぎた後でも、組合員が脱退することが、他の組合員や第三者保護の面等で問題無いと組合が判断した場合は、例外的に脱退可能である)、かつ、脱退の効力は事業年度末に発生します。従って、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として一切の権利を有し、かつ義務を負います。

脱退の効果は、事業年度末において発生しますので、それ以後は、組合員たる地位を失

いますから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできません。

3. 脱退者に対する延滞金の徴収について

問 法定脱退者が組合に対する経費、手数料等を滞納しているとき、法定脱退した者に事業年度末に持分算定の上、払い戻すこととなりますが、この場合、年度末までの延滞金(定款及び総会議決をもって徴収するよう規定されている。)をも加算して、払戻持分より差引いて支障ないのでしょうか。

答 脱退者に対し債権を有する組合が、脱退者に支払う持分と、その債権を相殺する場合、脱退以降持分支払までの期間に対し、定款で定める延滞金を課することはできません。なぜならば、定款は組合員でなくなった脱退者に対しては効力を及ぼさないからです。

ただし、脱退時より持分の確定するその事業年度末までは、脱退者の債務不履行に対し、民法第 404 条(法定利率)の法定利率(年 5%)による利息を課することができます。

4. 除名要件について

問 法定脱退となる除名の要件について次の点を回答されたい。

(1)参考定款例第 13 条(除名)第 1 号に規定する「長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員」は、なぜ除名しなければならないか。

(2) (1)の場合の「長期間」とは、何ヵ月以上か。

例えば利用については 1 年以上とか経費支払を 1 年以上怠るとか(1 年以内では対象とするには過酷とも思われ、反面、経費支払を 1 年以上怠っては組合の年度事業計画の遂行に支障がある)。

答

(1) 組合は、組合員が協同して事業を行うべきであって、長期間にわたって組合の事業を利用しないような場合は、組合制度の主旨に反し、また、同志的結合の意思を欠いたものと認められ、組合員たる地位を与えておく理由がないからである。

(2) 何ヵ月以上が長期間であるかは、個々の場合に則して具体的に判断する他はない。組合事業に対する不熱心さが明らかである程度に長期間であることを要すわけで、実状に応じ判断すべきである。除名理由における「長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員」の長期間とは、社会通念上許される範囲の長期間で、貴組合及び組合員自体が判断し決定すべきものであって、一般的に何ヵ月、何年とは定められない。

5. 行方不明組合員の出資金整理について

問 組合員 A は、○年 1 月 30 日に組合に加入し、×年 12 月 30 日まで組合を利用していましたが、その後行方不明となった。組合としては、A の出資を整理し事実上の組合員の出資のみとしたいが、どのような処理が適当か。なお、A の組合に対する債務はない。

答 出資を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となり、ご照会の場合の行方不明組合員については資格喪失による脱退か、または除名による強制脱退が考えられる。具体的事情が不明で判断しかねる点があるが、もし行方不明と同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能と解する。この場合、組合員たる資格が喪失したことを理事会において確認した旨を議事録にとどめると同時に、内容証明郵便をもって持分払戻請求権の発生した旨の通知を行うことが適当と考える。除名は総会の議決を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要であるが、組合員に対する通知は組合員の届出住所にすれば足り、この通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなされるから一応通知はなされたものと解される。弁明の機会の付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名議決の効力を妨げるものではないと解される。

なお、除名が確定した場合は、資格喪失の場合と同様の通知をするのが適当である。以上の手続きにより、当該組合員に持分払戻請求権が発生するが、その請求権は 2 年間で時効により消滅するので、時効まで未払持分として処理し、時効成立をまってこれを雑収入又は債務免除益に振り替えるのが適当と考える。

6. 法定脱退者の持分払戻請求権の時効進行時期について

問 中協法第 21 条（時効）には、脱退者の持分払戻請求権は、脱退の時から 2 年間行使されない場合は時効となる旨の規定があるが、組合員の解散・死亡等による、いわゆる法定脱退の場合は、その事由が発生した時から時効が進行するものと考えてよいか。

答 解散等による法定脱退の場合は、その事由が発生した時にその組合員は、当然に脱退することになる。したがって、持分払戻請求権もこの脱退事由の発生時（脱退時）に発生する。

しかしながら、持分の価額は、事業年度末における組合の財産によって算定することとなっている（中協法第 20 条（脱退者の持分の払戻）第 2 項）ので、持分払戻請求権は、この持分が算定された後に行使されることになる。

つまり、法定脱退の場合も自由脱退の場合と同様に事業年度末までは、これを行使することができないこととなっている。

このようなことから、法定脱退者の持分払戻請求権の時効も自由脱退者と同様に事業年度末から進行するものとする。

7. 組合員倒産に伴う処理について

問 組合員に倒産という事態が発生した場合の組合の対応方法について教えてください。

答 倒産という言葉自体は法律用語ではなく、一般的に次の事由が発生した時点で判断しています。

- (1) 企業が不渡手形（不渡小切手）を出して金融機関によって取引停止処分を受けた場合
- (2) 破産、再生手続開始、更正手続開始、特別清算開始の申立がされた場合

さて、組合員が倒産したからといって、組合員の資格が喪失し、当然に法定脱退になるというわけではありません。前述のように倒産にはいろいろなケースがあり、場合によっては事業を縮小したりして再建を目指すことがあるからです。

要は、倒産によって資格要件を欠くに至ったかどうかをよく調査することが必要です。

持分の払戻については、一般の脱退と同様に、事業年度末をもって算定し総会で承認の後、払戻をすることになります。また当該組合員が組合に対し債務を完済していない場合は、持分払戻停止、相殺も可能です。

組合員が倒産した場合、債権者からその組合員の持分についての仮差押さえをしてくる場合もありますが、持分は組合員固有の財産権であるので、差押えそのものを拒否することはできません。組合としては組合員の持分と組合員に対する債権とを相殺することができますので、組合員の持分を第三者に差押えられる前に相殺の意思表示をして対抗することが必要です。

相殺の方法は、普通内容証明郵便、特に配達証明付とするのが一番よいと思われます。

相殺の意思表示をする時、特に注意が必要なのは、相手が行方不明となっている場合です。受取人不在で戻ってきたのではいくら内容証明郵便といっても相殺効力が生じません。このようなときは、簡易裁判所に申立てをして公示送達しておくことが必要です。

中小企業組合のあらゆる問題点は

新潟県中小企業団体中央会

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目47番地1

TEL (025) 267-1100

FAX (025) 267-1386

[URL] <http://www.chuokai-niigata.or.jp/> (HP)

<http://www.facebook.com/chuokai.niigata>
(フェイスブック)